

絶滅危惧種と外来種について調べる

★絶滅危惧種とは

さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している生物種（亜種）のこと。（環境省のレッドリストでは「絶滅危惧Ⅰ類＝絶滅の危機に瀕している種」と「絶滅危惧Ⅱ類＝絶滅の危機が増大している種」が「絶滅のおそれのある種＝絶滅危惧」とされていますが、一般的には IUCN（国際自然保護連合）や環境省、各都道府県などが発行しているレッドリストに記載されている「絶滅の危機に瀕している生物全般」に対して使われます。

★レッドリストとレッドデータブック

レッドリストとは絶滅のおそれのある野生生物のリストのこと。レッドデータブックは、レッドリストの内容に様々な情報を加えたものです。代表的なものは IUCN が公表するものですが、各国や各地域、各団体でも独自に作成されています。日本版レッドリストは環境省が作成、改定を行っています。

作成団体	レッドリスト（ウェブサイト）	レッドデータブック（図書）	備考
IUCN （国際自然保護連合）	“The IUCN Red List of Threatened Species” https://www.iucnredlist.org/ （英語） 2023 年 12 月に「IUCN レッドリスト 2023.12」が発表されました。	なし。ただし、動物のみで 1996 年の基準に基づいたものとして『レッド・データ・アニマルズ』小原秀雄[ほか]編著 講談社 1～8 巻＋別巻《4 階マップ② R480.38/ホ》があります。	国立国会図書館 リサーチ・ナビ「絶滅危惧種について調べる」（ https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-400097.php ）も参考になります。
環境省	「生物情報収集・提供システム いきものログ」 （ https://ikilog.biodic.go.jp/ ）内の「RL/RDB」 ※2025 年 3 月に第 5 次（第 5 回目の改訂）として、一部の分類（植物・菌類）が発表されました。残りの分類は 2026 年度以降順次公表予定。	第 4 次レッドリスト対応版として『レッドデータブック 日本の絶滅のおそれのある野生生物』2014-1～2014-9 ぎょうせい 《4 階マップ② R462.1/レ》があります。	見直し前のレッドデータブックは、「日本の絶滅のおそれのある野生生物 改訂」1～9（自然環境研究センター）として 2000 年から 2006 年に刊行されています。
愛知県	「レッドリストあいち 2025」 （ https://www.pref.aichi.jp/press-release/redlist2025.html ）	『レッドデータブックあいち』2020 動物編 2020 植物編 愛知県環境調査センター編集 《3 階地域資料コーナー A472/レ ※貸出不可》	「レッドデータブックあいち 2020」は写真図鑑・データベースとして Web ページでも公開されています。（ https://kankyojoho.pref.aichi.jp/rdb/index.html ）

図書で調べる（「写」は写真あり）

「絶滅」以外にも「希少」などのキーワードで調べるとより多くの図書が探せます。

書名	著者	出版社	出版年	請求記号	場所
世界の絶滅危惧生物図鑑 IUCN レッドリスト 写	自然環境研究センター編著	丸善出版	2014	R460.38/サ	4 階マップ②
レッドデータプランツ 絶滅危惧植物図鑑 増補改訂新版 写	池田清彦監修 DECO 編	山と溪谷社	2015	R470.38/イ	4 階マップ②
知っておきたい日本の絶滅危惧植物図鑑 写 2022 年に『さらに知っておきたい日本の絶滅危惧植物図鑑』発行あり	松沢陽士、瀬能宏	創元社	2020	472.1/マ	4 階マップ④

インターネットで調べる 「レッドリストとレッドデータブック」表の Web サイトのほかに、下記サイトも参考になります。

- ・日本のレッドデータ検索システム(野生動物調査協会／Envision (エンヴィジョン)環境保全事務所)

<http://jpnrdb.com/> 国・全国自治体のレッドリストの情報を統合して検索することができます。

★ワシントン条約 (CITES) (「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」)

野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的とした条約です。

- ・外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html>

ワシントン条約の締約国や会議の情報が掲載されています

- ・経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/
条約本文のほか、ワシントン条約に掲載されている動植物の国際取引についての情報が掲載されています。

★外来種

他の地域から人為的に持ち込まれ、本来の分布域を越えて生息する生物種のこと。外来種のうち、生態系等に悪影響を与えるものを「侵略的外来生物」と呼びます。日本では「外来生物法」(正式名称：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)が2004年6月に公布され、翌年6月には生態系等に悪影響を及ぼしていることが明らかな種が「特定外来生物」として指定されました。

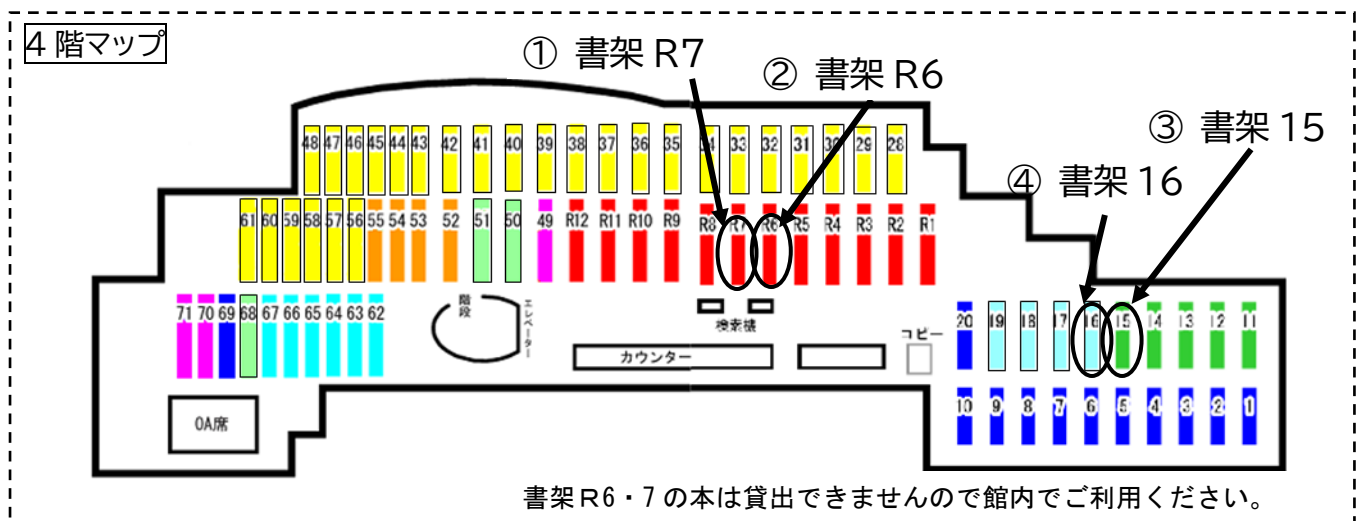
図書で調べる (「写」は写真あり)

「外来」以外にも、「帰化」「侵入」「移入」などのキーワードで調べるとより多くの図書が探せます。外来種を調べる図鑑・参考図書としては以下のようなものがあります。

書名	著者	出版社	出版年	請求記号	場所
最新日本の外来生物 写	自然環境研究 センター編著	平凡社	2019	R468.03/サ	4階マップ②
外来生物事典	池田清彦監修 DECO編	東京書籍	2006	R468.03/イ	4階マップ②
日本の外来魚ガイド 写	松沢陽士、瀬能宏	文一総合出版	2008	487.5/マツ	4階マップ④

インターネットで調べる (「写」は写真あり)

- ・日本の外来種対策 写 (環境省) <https://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>
- ・侵入生物データベース 写 (国立環境研究所) <https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/index.html>
- ・外来生物問題 (WWF ジャパン) <https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3557.html>



問合せ先：愛知県図書館

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-9-3 <https://www.aichi-pref-library.jp/>

TEL:052-212-2323 (代表) 052-212-3200 (調査相談専用) FAX:052-212-3674